

高知県子ども・子育て支援事業支援計画 (原案)

■ 第2章の子ども・子育てを取り巻く状況は、次回にお示しさせていただきます。

平成27年3月

高知県

【計画の概要】

※ 現時点での計画の概要ですので、今後、項目が変更となる可能性があります。

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 他の計画との整合性
- 4 計画策定のための体制、計画の推進体制、計画の進行管理
- 5 基本理念と子ども・子育て支援の視点

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第3章 新制度の事業概要と県内子育て支援の状況

- 1 新制度の事業の全体像
- 2 高知県の保育サービスの状況

第4章 具体的な取組

第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

- 1 教育・保育施設の区域の設定
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 県区域の設定
- 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容等
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容
 - (1) 認定こども園に関する基本的な考え方
 - (2) 教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進
 - (3) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との接続
- 4 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上
 - (1) 保育士等の養成及び人材確保
 - (2) 人材育成、資質の向上を図るための取組
 - (3) 地域型保育事業に従事する職員等の育成支援
- 5 教育・保育情報の公表
 - (1) 情報の公表に関する基本的な考え方
 - (2) 基本的な公表項目

第2節 地域における子育て支援

1 地域子育て支援事業（法定13事業）

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童相談所の体制の強化
- (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
- (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

2 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進
- (2) 専門的ケアの充実
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援及び地域支援の充実
- (5) 子どもの権利擁護の推進

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

4 少年非行防止対策の推進

5 障害児施策の充実等

- (1) 発達障害のある子どもと家族への支援
- (2) 特別な支援を必要とする重度障害や強度行動障害のある子どもへの支援

第4節 仕事と家庭生活の両立支援

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第1章

基本的事項

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景・趣旨

本県では、「次代を担う高知のこどもが健やかに育つための環境づくり」を目標として、平成22年3月に「高知県次世代育成支援行動計画（こうちこどもプラン）後期計画」を策定し、次世代育成の取り組みを進めてきました。

国では、平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」、同年12月には、「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けしています。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等もあることから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年に施行され、新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

こうした状況の中で、本県においても、就学前の子どもを対象とした子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るために、今回、平成27年度から31年度までの5年間を第1期の計画期間とする「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第62条に規定された計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえて策定しています。

3. 他の計画との整合性

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
地域福祉分野	子ども・子育て支援事業支援計画 (子ども・子育て支援法)	27~31年度													
	こがちこどもプラン 次世代育成支援行動計画(後期) (次世代育成支援対策推進法)	27~31年度													
	高知県ひとり親家庭等自立促進計画(第二次) (母子及び寡婦福祉法)	24~28年度													
	障害者計画 (障害者基本法)	25~34年度													
	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	24~26年度													
	日本の健康長寿県構想 地域福祉計画(社会福祉法)	24~27年度													
教育分野	教育振興基本計画 (教育基本法)	21~30年度													
	教育振興基本計画 重点プラン (教育基本法)	24~27年度													

4. 計画策定のための体制、計画の推進体制、計画の進行管理

この計画は、県と市町村及び関係部局間の連携を図りながら検討し、子ども・子育て支援法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である「高知県子ども・子育て会議」の意見を反映させて作成しています。

この計画に基づいて、総合的な子ども・子育て支援を着実に推進するために、市町村や関係部局、関係団体等と連携しながら、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、課題への対応方策について、市町村をはじめとした関係機関と協議し、「高知県子ども・子育て会議」の意見を反映するなど進行管理を行います。

5. 基本理念と子ども・子育て支援の視点

(1) 基本理念

子どもたちが安心して育まれるとともに、将来、社会の一員として自らの責任を果たしながら周囲の人々と力を合わせ幸せに暮らし、自分の人生を豊かにしていける社会の実現に取り組みます。

また、家庭においては保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びを感じながら子育てができる社会の実現を目指します。

(2) 子ども・子育て支援の視点

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子育ての第一義的責任者である保護者がその責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要です。

本県では、次の5つの視点を大切に取り組みます。

○子どもの育ちの視点

乳幼児期から学童期まで、それぞれの子どもの発達の特徴を十分に理解し、発達の実情に応じた子育て支援に取り組みます。

生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、子どもたちの一人一人の個人差が大きいこの時期において、それぞれの健やかな育ちを保障するためには、子どもたちが愛情豊かな思慮深い保護者やまわりの大人とのかかわり合いを通じて、安心して豊かな活動を展開できる環境づくりに取り組みます。

○親やその他の保護者の育ちの過程を支援する視点

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となることです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるように支援します。

○サービスの質と量の充実の視点

全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう取り組みます。

また、子どもたちの成長に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるためには、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ります。

○妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の視点

安心して、妊娠・出産・子育てができるよう支援するために必要な関係機関との連携等を推進します。

支援にあたっては、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行います。

また、困難を抱え支援を必要とする子どもやその保護者に対して、関係機関が連携・継続して切れ目のない支援を行います。

○地域社会で支え合う視点

父母とその他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

子どもの最善の利益の実現を念頭に、家庭・学校・地域・事業所など子どもを取り巻く地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う地域社会を目指します。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

次回会議でお示しします。

第3章

新制度の事業概要と県内子育て支援の状況

第3章 新制度の事業概要と県内子育て支援の状況

1. 新制度の事業の全体像

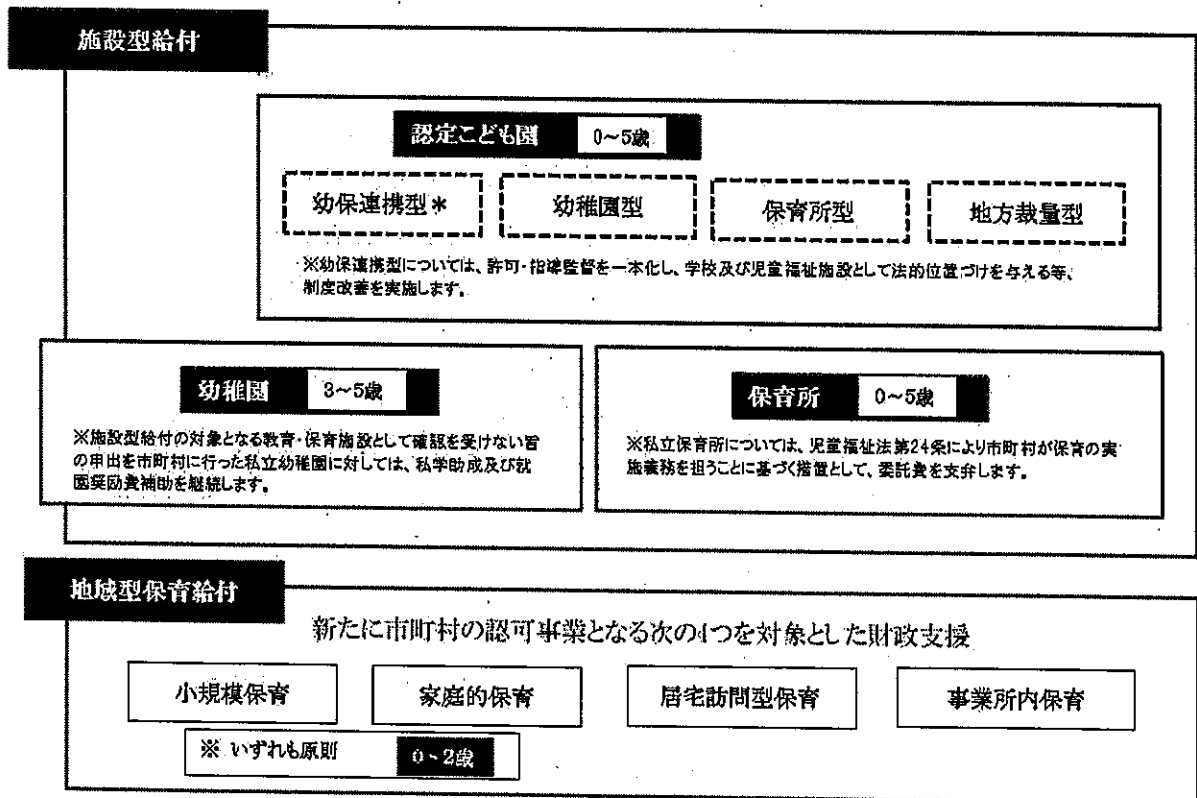
「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために成立した「子ども・子育て支援法」と関係する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、平成27年4月から本格的に始まります。

この制度の主なポイントは、「施設型給付・地域型保育給付の創設」、「認定こども園制度の改善」「地域の子育て支援の充実」の3つです。

市町村が実施主体となって、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付事業を実施します。

(1)教育・保育事業の給付の概要と仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等に対する財政支援の仕組みが共通化されます。



(2)施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの 【子ども・子育て支援法第19条第1項第1号】	●教育標準時間*	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 【子ども・子育て支援法第19条第1項第2号】	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 【子ども・子育て支援法第19条第1項第3号】	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

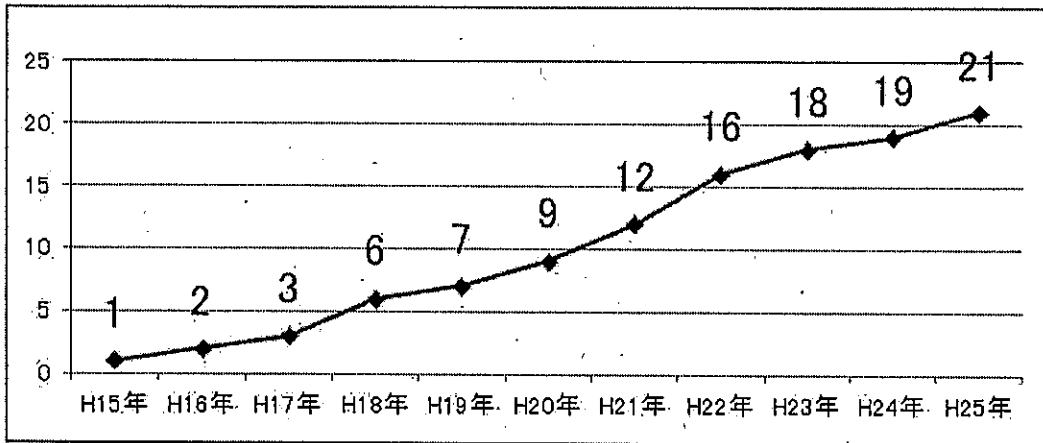
(3)地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業	少子対策課
②地域子育て支援拠点事業	少子対策課
③妊婦健康診査	健康対策課
④乳児家庭全戸訪問事業	児童家庭課
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童家庭課
⑥子育て短期支援事業	児童家庭課
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	雇用労働政策課
⑧一時預かり事業	幼保支援課
⑨延長保育事業	幼保支援課
⑩病児保育事業	幼保支援課
⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	生涯学習課
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

2. 高知県の保育サービスの状況

I 幼稚園・保育所等の状況

1 就学前の行政窓口の一本化の状況(行政窓口を一本化した市町村数)



出典:高知県幼保支援課調査

2 市町村別の保育所・幼稚園・認可外保育施設数

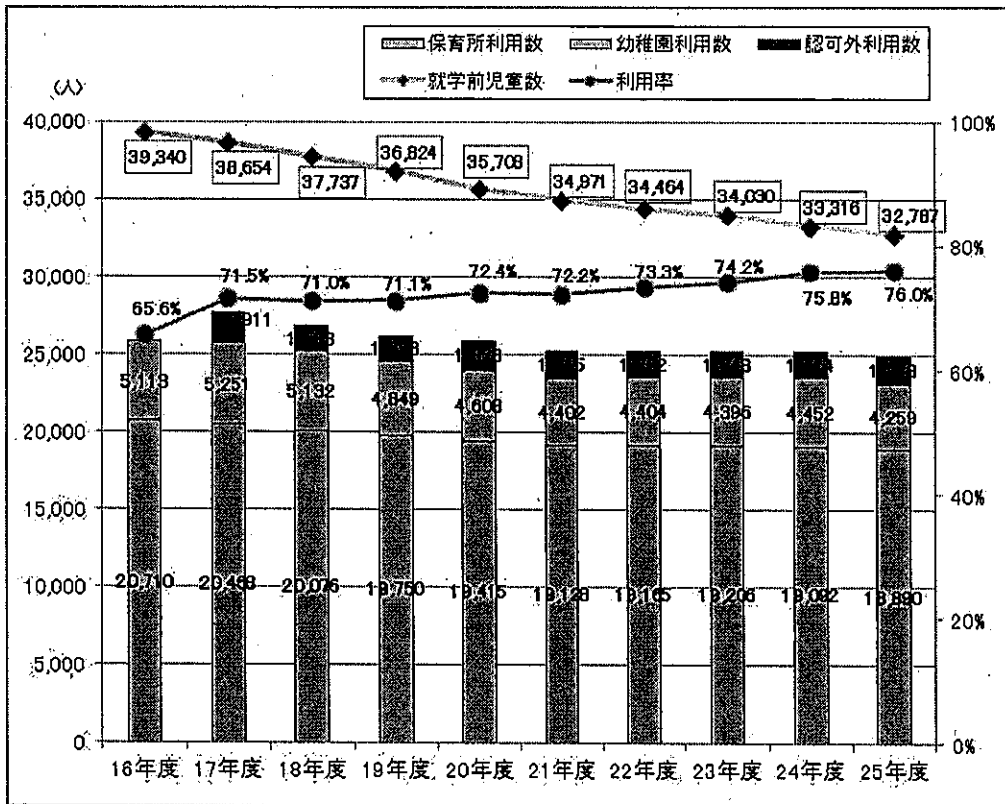
H25.4.1

市町村	保育所			幼稚園				認可外保育施設					
	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	公立	事業所内		託児所等	合計	
									病院	その他			計
高知市	25	60	85	1	1	20	22	2	16	1	17	38	57
壺戸市	5	7	12										
安芸市	8	1	9			1	1		1		1	1	2
南国市	7	8	15		1	3	4		3		3	3	6
土佐市	11	1	12			1	1		1		1		1
須崎市	3	7	10			1	1		1		1	1	2
宿毛市	10	2	12			1	1		1		1	1	2
土佐清水市	7		7			1	1					1	1
四万十市	17	2	19			1	1			1	1	1	5
香南市	7		7		4		4			1	1	3	4
香美市	7	1	8			2	2					1	1
東洋町	2		2									1	1
奈半利町	1		1		1		1		1		1		1
田野町	1		1		1		1		1		1		1
安田町	1		1		1		1						
北川村	1		1										
馬路村	2		2										
芸西村	1		1		1		1		1		1	1	2
本山町	1		1										
大豊町	2	1	3										
土佐町	1		1						1		1		1
大川村								1					1
いの町	6	2	8		3		3	1	1		1		2
仁淀川町		4	4										
中土佐町	3		3										
佐川町	2	5	7						1		1		1
越知町	1		1		1		1		1		1		1
橋原町	1		1		1		1						
日高村		2	2										
津野町	2		2		2		2						
四万十町	8	3	11		1		1		1		1		1
大月町	3		3										
三原村	1		1										
黒潮町	4		4										
県計	151	106	257	1	18	31	50	4	31	3	34	55	93

※保育所の受け入れは、田野町0~2歳、芸西村0~3歳、橋原町1~2歳。

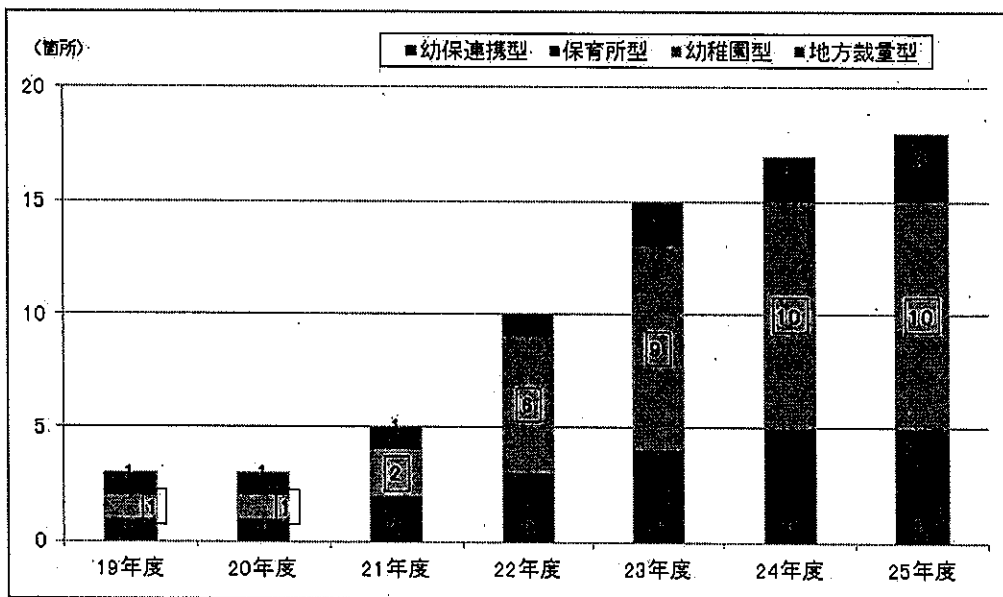
出典:高知県幼保支援課調査

3 保育・幼児教育の状況(児童数、保育所・幼稚園・認可外施設利用数)



(※幼稚園:5月1日現在、幼稚園以外:4月1日現在) 出典:高知県幼保支援課調査

4 認定こども園数



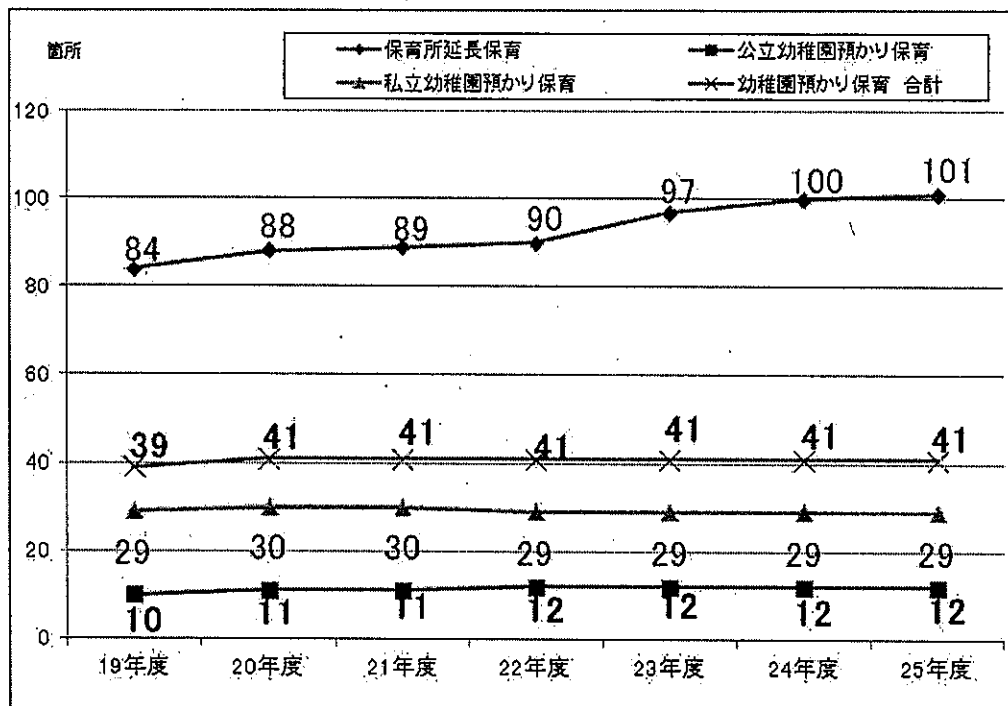
出典:高知県幼保支援課調査

4 保育所・幼稚園と小学校の連携推進地域

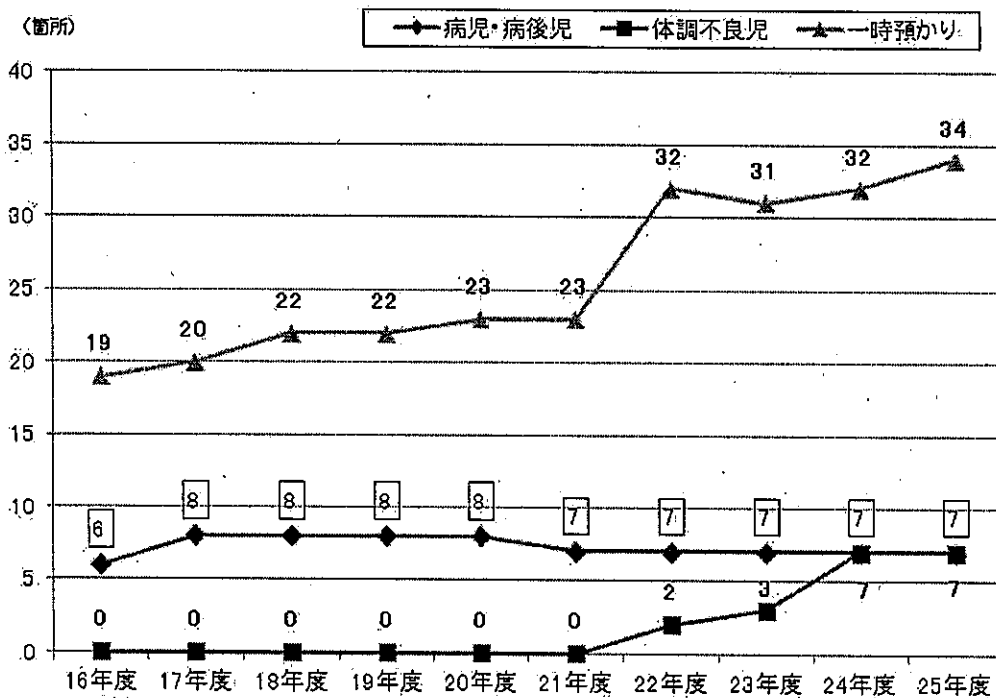
	H21	H22	H23	H24	H25
連携地域	3	9	2	4	9

II 地域子ども・子育て支援事業等の状況

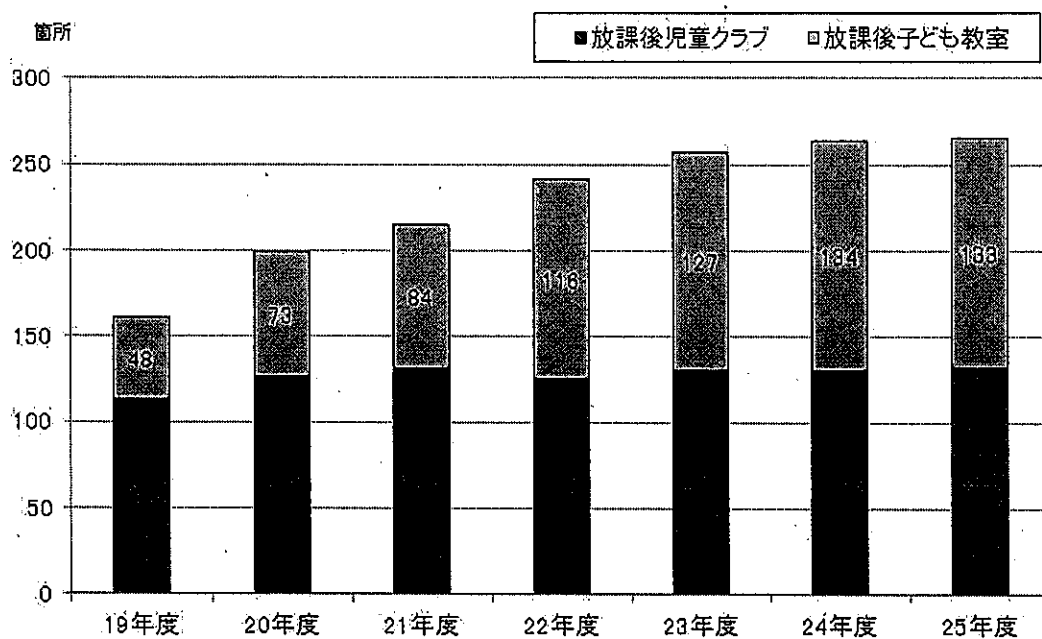
1 保育所延長保育・幼稚園預かり保育(児童数、保育所・幼稚園・認可外施設利用数)



2 病児病後児保育・一時預かり事業



3 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の数(高知市含む)



4 地域子ども子育て支援センター

	H21	H22	H23	H24	H25
設置市町村数	21	21	21	21	21
センター数	38	37	39	41	42

第4章

具体的な取組

第4章 具体的な取組

第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

【幼保支援課】

1 教育・保育施設の区域の設定

都道府県が作成する「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下、「本計画」という）では、子ども、子育て支援法（以下「法」という。）第62条第2項第1号の規定に基づき、各市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、各年度における保育・教育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

この定められた区域内において、認定子ども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業者から認可・認定の申請があった場合、基準を満たし、かつ都道府県計画等で定めた区域における「利用定員の総数（利用定員の合計）」（供給）が「必要利用定員総数（量の見込み）」（需要）に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければならないと規定されています。

(1) 基本的な考え方

本計画では、次の点を勘案し区域を設定します。

- (ア) 市町村が定める教育・保育提供区域
- (イ) 市町村を超えての利用の実態及び見込みを勘案
- (ウ) 需給調整・広域調整への影響

(2) 県区域の設定

基本的な考え方により、次の認定区分により区域を設定します。

(ア) 1号認定

幼稚園や認定こども園においては、市町村を超えて広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域とします。

(イ) 2号認定、3号認定

各市町村において、需要と供給の確保が保たれているとともに、市町村計画における提供区域や量の見込みの確保区域においても、市町村ごとに設定されていることから、各市町村を1区域とします。

※ 認定区分とは、法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分。認定区分によって、原則、利用できる施設とできない施設がある。

1号認定：3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）

利用施設…… 幼稚園、認定こども園

2号認定：3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども

利用施設…… 保育所、認定こども園

3号認定：3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども

利用施設…… 保育所、認定こども園、地域型保育事業

2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容等

(1) 基本的な考え方

各市町村では、市町村計画の策定にあたり、地域の子育て家庭等に対してアンケート調査を実施し、現在の保育・教育の利用状況や今後希望する利用内容などに関する調査を実施しています。

その結果に基づいて算出した量の見込みをもとに、地域の実情などを踏まえ、市町村子ども・子育て会議で審議を行い、年度毎の今後5年間の利用及び確保の量の見込みを定めています。

本計画においては、各市町村が定めた見込み数を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めています。

(2) 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受け入れ定員の拡大、調整を図ります。

特に、保育が必要である2号、3号認定の受け入れについては、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備等に取り組みます。

① 1号認定

(単位:人)

	量の見込み	確保方策		
	1号認定	計	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園
平成27年度	2,818	4,117	2,284	1,833
平成28年度	2,797	4,124	2,887	1,237
平成29年度	2,757	4,078	2,842	1,236
平成30年度	2,739	4,094	2,857	1,237
平成31年度	2,697	4,100	2,863	1,237

② 2号認定・3号認定

なお、区域(市町村)ごとの一覧は、別表1のとおりです

(単位:人)

	量の見込み	確保方策		
	2号認定	計	特定教育・保育施設	認可外保育施設
平成27年度	12,726	14,478	14,376	102
平成28年度	12,503	14,534	14,436	98
平成29年度	12,329	14,578	14,481	97
平成30年度	12,235	14,563	14,463	100
平成31年度	12,046	14,516	14,416	100

(単位:人)

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (1・2歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
平成27年度	7,220	7,661	7,279	153	229
平成28年度	7,107	7,735	7,382	147	206
平成29年度	7,007	7,757	7,392	159	206
平成30年度	6,917	7,735	7,370	159	206
平成31年度	6,807	7,718	7,353	159	206

(単位:人)

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (0歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
平成27年度	2,047	2,008	1,817	88	103
平成28年度	2,031	2,033	1,843	103	87
平成29年度	2,005	2,048	1,858	103	87
平成30年度	1,974	2,050	1,860	103	87
平成31年度	1,933	2,065	1,875	103	87

③ 量の見込み及び確保方策における広域利用について

今回の市町村計画の策定に当たり、区域の設定をしている市町村を超えた教育・保育が必要となった場合は、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等については、市町村間で調整をしています。

県は、関係市町村間及び関係保育・教育施設等との調整が整わない場合は、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）を行います。

また、県境で隣県との広域調整が必要となる場合は、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行います。

3 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

① 認定こども園の役割と必要性

幼稚園および保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもたちを受け入れることができる施設です。

認定こども園では、子どもたちが施設が変わるなどの環境の変化を受けることなく、保護者の希望する教育または保育を受けることができます。

県では、どこにいても質の高い教育・保育を受けることができる体制であることを目指しており、特に、保育所・幼稚園のいずれか1つしかない市町村に対しては、地域の教育・保育ニーズに応じて認定こども園の設置が必要と考えます。

また、幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の施設として、一元化されたところであり、教育・保育の両方の専門性を兼ね備えていることから、その設置を推進します。

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもたちが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにするなどの配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じた、教育・保育の内容やその展開について工夫が必要であり、職員の専門性が重要です。

そのため、認定こども園に移行する際には、保護者への理解や、保護者と職員との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

② 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、市町村ごとの内容については、別表2のとおりです。

類型別	平成26年 4月現在	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型 認定こども園	5	8	13	13	13	14
幼稚園型 認定こども園	11	11	15	15	15	15
保育所型 認定こども園	0	4	4	5	5	5
地方裁量型 認定こども園	4	3	3	3	3	3
合計	20	26	35	36	36	37

※ 上記以外に、幼稚園・保育所のいずれか一つしかない市町村で移行予定のない15市町村について、地域の教育・保育ニーズに応じて平成31年度までに幼保連携型認定こども園への移行を進めます。

③ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

認定こども園への移行を進めるために、次の支援を行います。

(ア) 財政的な支援

国の補助制度等を活用しながら、施設整備等に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組みます。

また、新たな幼保連携型認定こども園の職員となる「保育教諭」においては、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許及び資格を有することが必要となることから、どちらか一つの免許・資格しか持たない者の免許・資格の取得について支援を行い、新制度への円滑な移行を推進します。

(イ) 人的な支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設、設備基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行い、認定こども園への円滑な移行を進めます。

(2)教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進

教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所については、子ども・子育て支援の中核的役割を担うことから、相互に連携した取り組みが必要となってきました。

また、原則、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業については、乳児の受け入れについて重要な役割を担っており、質の高い保育の提供、及び満3歳以降における適切な教育・保育を受けることができるよう、中核的役割を担う教育・保育施設との連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促すとともに、事業者の連携が円滑かつ積極的に図られるよう、合同研修の実施等による取組を行います。

(3)幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との接続

質の高い教育・保育の提供を図るために、今後も教育委員会幼保支援課において、保幼小の連携を推進していきます。

高知県教育振興基本計画の重点プランである3つの柱「力のある学校づくり」、「心を耕す教育の総合的な推進」、「縦」「横」のつながりの強化」に基づき、取組を進めます。

① 力のある学校づくり

- ・保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資質・技術力の向上を図ります。
- ・幼児理解に基づく保育実践の促進を図ります。

② 心を耕す教育の総合的な推進

- ・遊びや生活を通じた「生きる力」の基礎を培う保育実践を推進します。
- ・各保育所、幼稚園等における日常的な親育ちの支援体制を確立します。
- ・子育て等に関する保護者・保育者の理解を促進します。

③ 「縦」「横」のつながりの強化

- ・校種間の円滑な接続の強化を図ります
- ・保・幼・小連携のモデルプラン策定を促し、市町村の実態に応じた実践研究の実施を支援します。
- ・「引き継ぎシート（スマイルサポートシート）」の活用により発達障害等のある子どもへの支援の引き継ぎを充実します。
- ・「つながるノート」の周知・活用を図ります。

4 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上

(1) 保育士等の養成及び人材確保

① 必要見込み人数

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	73	73	71	71	69
保育士	3,531	3,485	3,436	3,393	3,335
幼稚園教諭	261	257	255	253	247

② 確保方策

保育士の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職場環境の改善を促進します。

保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない「潜在保育士」の再就職等について、高知県社会福祉協議会・福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携し、事業者と求職者とのマッチングの強化や再就職に向けた研修の実施など、積極的に支援します。

また、同センターにおいて、指定保育士養成施設に在籍している学生はもとより、中学生・高校生に対して保育士等に就職を目指す人材を確保するために、保育士等の業務内容などによる普及啓発を図ります。

③ 資格取得支援

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、新制度の幼保連携型認定こども園の職員となる保育教諭に必要とされる幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有するための資格取得について支援をします。

保育所や認可外保育施設において新たに保育士資格取得を目指す取組を支援します。

(2) 人材育成、資質の向上を図るための取組

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業における職員の育成、資質の向上を図るために、教育委員会幼保支援課及び教育センターが中心となって、今後も研修を実施します。

保育士、幼稚園教諭、保育教諭のキャリアアップ研修等、すべての職員の研修の機会が保障されるよう取り組みます。

研修に参加するための代替職員の確保等について支援を行うとともに

に、参加しやすい研修の実施に努めます。

障害児保育や虐待を受けている子どもへの対応など、専門性を高める研修を実施するとともに、県内大学等と連携した質の高い研修の実施を図ります。

(3) 地域型保育事業に従事する職員等の育成支援

地域型保育事業に従事する職員については、市町村が実施する研修または市町村が指定する研修を受講しなければならないとされています。

研修については、県が主体となって国が示すガイドラインに基づいて計画的に研修を実施します。

また、新たに「子育て支援員（仮称）」としての認定するための研修についても、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程に基づいて、計画的に研修の実施に努めます。

5 教育・保育情報の公表

(1) 情報の公表に関する基本的な考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業者における教育・保育の内容、運営状況に関する情報等について、県のホームページ等で公表し、保護者が適切かつ円滑に判断できる機会を確保します。

(2) 基本的な公表項目

- 施設名・種類・住所
- 設置者の名称・住所、代表者情報
- 建物の構造概要、見取り図、設備概要
- 利用定員及び在園児数（年齢ごと）
- 障害のある子どもの受け入れ体制
- 運営規程
- 苦情処理対応
- 職員の勤務体制、勤務実態（氏名公表なし）、平均的な保育・幼稚園教諭経験
- 入所選考基準（1号認定の受け入れの場合のみ）
- 保育料以外に必要な費用
- 施設の教育・保育方針
- 1日の保育・教育予定表及び年間行事予定等

第2節 地域における子育て支援

①利用者支援事業

【少子対策課】

1. 事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

いずれかの類型を選択して実施

- ①「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用)
- ②「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態
(主として、行政機関の窓口等を活用)

※事業の実施にあたっては、専門性の高い専任職員を1名配置する必要があります。

※基本型の実施先としては、主に地域子育て支援センターなどが想定されています。

※特定型は、児童数が1万人以内で1箇所といった単位を想定しており、児童数の多い地域での実施が想定されます。

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 利用者支援事業は、待機児童の多い横浜市の保育コンシェルジュを参考として、新規に事業化されたものです。
- ◆ 県内では、待機児童が都市部と比べて少ないことや、地域子育て支援センターの支援対象数が少ないこともあり、新たに専任職員を1名確保して事業化することが難しいといった課題があります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 子どもの少ない市町村では、子育て支援窓口や保健師、地域子育て支援センターなどが、利用者支援の役割を担っている実態があります。
- ◆ 各市町村の子育て支援窓口などの利用者支援の質の向上を目指すとともに、関係課と連携した相談対応に繋がる研修を充実します。

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 子どもの数の少ない県内市町村では、特定型の事業実施は難しいですが、様々な課題を抱えながら子育てに不安や負担を感じている保護者を支援する基本型の事業実施は必要と考えています。市町村の子育て支援窓口の質の向上を目指すとともに、高知市をはじめとする市部での事業実施に向けた検討を促します。

②地域子育て支援拠点事業

【少子対策課】

1. 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 地域子育て支援センター（以下、「センター」という。）は、平成26年9月1日現在で、21市町村43カ所で開設されています。残る13町村では、子どもの数が少ないといった理由などからセンターを開設できていない状況です。
- ◆ センターが開設されていない町村においては、子育て中の親子がいつでも身近に集うことのできる場の確保が必要です。
- ◆ また、センターが設置されている市町村においては、子育て中の保護者が抱える様々な問題に対する関係機関との連携体制の構築が必要です。
- ◆ さらに、センターを利用していない子育て家庭への支援や、妊娠期からの支援、父親の育児参加を促す取組など、新たな課題への取組が期待されます。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ センター未設置市町村においても、子育て家庭が集える場が拡充されるよう保育所や認定こども園などを活用した取組に対する支援を充実します。
- ◆ 子育て家庭の支援が円滑に行われるよう、関係機関との連携を推進します。
- ◆ 妊娠期からの利用や父親の育児参加を促す取組を推進します。
- ◆ すべての子育て家庭に支援が届くように、センター職員等が、乳児の家庭訪問に同行するなど、訪問型の子育て支援の取組を支援します。
- ◆ 「親子のふれあい」を通じて愛着が形成され、より良い親子関係が築けるように、各センターでの親子のふれあいを充実します。

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充され、国の基準を満たすセンターや、保育所や認定こども園を活用した小規模なセンターなど25市町村、50か所の開設を目指します。

③ 妊婦健康診査

【健康対策課】

1. 事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、①妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

・母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券（公費負担 14 回分）により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23 週、24 週～35 週、36 週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要な応じた医学的検査等を実施

2. 現在の状況及び課題

- ◆ 妊娠に伴う経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すために、県としても（膣分泌物の細菌検査等）公費負担の充実に取り組むとともに、出産までに 14 回の妊婦健康診査の受診について啓発しています。
- ◆ しかし、妊娠満 20 週以降に妊娠の届出をされた方が平成 24 年度で 90 人（うち分娩後 2 人）と、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
 - ・妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
 - ・思春期からの意識の啓発
- ◆ 高知県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
 - ・妊娠初期の膣分泌物の細菌検査
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
- ◆ 周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上に取り組めます。
 - ・周産期医療従事者の資質の向上のための周産期医療研修の実施
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産（妊娠 37 週～41 週）の場合で概ね 14 回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【児童家庭課】

1. 事業の概要

生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う事業です。

- ・ 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を実施
- ・ 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 児童福祉法に基づく実施が 24 市町村（うち補助金交付 18 市町村）、母子保健法に基づく実施が 8 町村、その他の事業による実施が 2 町村と、県内の全市町村が実施しています。
- ◆ 支援が必要と判断される家庭を把握し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスにつなげることで、早期に養育環境の改善を図っていくために、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆ 市町村職員等を対象とした児童相談所による研修などを行うことにより、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。
 - ・ 市町村職員等を対象とした研修等の実施

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されている。
- ◆ 支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【児童家庭課】

<養育支援訪問事業>

1. 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言や家庭内での育児等に関する具体的な援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

- ・産褥期の母子への育児支援や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年の養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所した後に、アフターケアを必要とする家庭等への養育相談・支援

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 児童福祉法に基づく実施が16市町村（うち補助金交付14市町村）、母子保健法に基づく実施が17市町村、その他の事業による実施が1村と、県内の全市町村が実施しています。
- ◆ 個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆ 児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や児童福祉司任用資格指定講習の実施に継続して取り組みます。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施
 - ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることでできる訪問者の育成に努めます。

<子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

1. 事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や、地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性の強化及び地域ネットワーク関係機関等の連携強化を図ることで、児童虐待の発生の予防とともに、早期発見・早期対応につなげる事業です。

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 県内全市町村が、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。
- ◆ 当該業務は、様々な関係機関との調整が必要ですが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが難しい状況にあります。
また、個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆ 児童福祉司任用資格取得講習会や児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童相談所が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。
 - ・児童福祉司任用資格指定講習の実施
 - ・市町村職員等を対象とした研修の実施
 - ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

⑥ 子育て短期支援事業

【児童家庭課】

1. 事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【ショートステイ】

・保護者が、疾病・就労など身体上・精神上・環境上の理由によって児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う（原則として7日以内）

【トワイライトステイ】

・保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となる場合等の緊急の場合に、児童養護施設など、保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる（宿泊可）

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 県内の21市町村がショートステイを実施（うち補助金交付18市町村）しています。また、トワイライトステイの実施は、高知市のみとなっています。

【施設の設置状況】

- ・乳児院（高知市）
- ・児童養護施設（高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町）
- ・母子生活支援施設（高知市・安芸市）
- ・ファミリーホーム（高知市・四万十市・本山町）

- ◆ 近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆ 近隣に実施施設のない市町村における事業実施を働きかけます。

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 全市町村の7割以上で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

【雇用労働政策課】

1. 事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業（会員数50人相当以上）】

- ・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ・相互援助活動の調整等
（事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む）
- ・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり 等

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 平成26年9月1日現在で、県内1か所（高知市）が実施しています。
- ◆ 高知市以外の市町村は未実施となっており、各市町村におけるニーズを踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。また、実施地域である高知市においても、一部地域では提供会員が少なく、援助活動のバランスが取れていない状況にあります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ ファミリー・サポート・センター事業の活動状況や取組方法などについて理解を深めていただくことで支援の拡大や充実につなげていきます。
また、実施市町村の活動をPRして、会員の増加につなげるよう、様々な機会をとらえて、周知をおこなっていきます。
 - ・広報誌「労政こうち」への掲載による周知
 - ・国、関係各課の広報誌等への掲載依頼
- ◆ 実施市町村においては、登録会員向けの講習会によって援助技術の向上を図っており、こうした運営に対して財政的支援を継続して行います。
 - ・ファミリー・サポート・センター運営費補助金の交付

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行い、5年後には、新たに2市町村以上がファミリー・サポート・センターを設置することを目指して取り組みます。
また、実施市町村への支援を引き続き行い、提供会員の拡大により援助活動の充実を目指して取り組みます。

⑧ 一時預かり事業

【幼保支援課】

1. 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点事業その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

- ①一般型：保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業（現行事業の後継）
- ②余裕活用型：認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業
- ③幼稚園型：幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）
- ④訪問型：児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

2. 現在の利用状況

- ◆ 保育所等では、18市町36箇所（平成26年9月1日現在）が一時預かりを実施しており、平成27年度以降、「一般型」に移行する予定です。
- ◆ 地方裁量型認定こども園等では、自主事業として一時預かりを実施しており、平成27年度以降は新制度の事業として財政支援を受けて実施することが見込まれます。
- ◆ 幼稚園（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を含む）では、45園が居残り保育を実施しており、平成27年度以降、新制度に移行する幼稚園については「幼稚園型」に移行する予定です。

3. 事業実施にあたっての課題

- ◆ 新制度の幼稚園、認定こども園などは市町村域を超えて広域で施設を利用している場合が多く、具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があります。
- ◆ 子育て中の保護者の多様な保育ニーズへの対応が可能となる効果的な取組であり、一時預かりを実施していない市町村への制度の周知・誘導などにより、一層の拡大を図っていく必要があります。

4. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 市町村の委託又は補助事業となっているため、確実に事業を実施するよう市町村に対して助言・指導を行います。
- ◆ 非定期利用が中心となっている事業の特性に留意した研修事業を実施します。
 - ・ 保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の中で、一時預かり等の研修の実施
 - ・ 保育従事者の研修の実施
- ◆ 一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報を提供し、保護者が利用しやすいように周知を図ります。
 - ・ HPなどを活用した情報公表

5. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 保育所・認定こども園等教育・保育施設を利用していない保護者にとっては、必要な事業であり、各市町村において、1か所以上の事業実施施設を目指します。
- ◆ 幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。
- ◆ 休日・祝祭日において実施する施設を増やします。

⑨ 延長保育事業

【幼保支援課】

1. 事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

新制度においては、2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型： 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で保育を実施
- ②訪問型： 施設における小人数の延長保育のニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させるため、児童の居宅に訪問し事業を実施

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 県内 13 市町村 104 ヲ所（平成 26 年 9 月 1 日現在）の保育所で 11 時間を超える乳幼児の受け入れが実施されています。
- ◆ 104 か所のうち、閉所時間が 19：00 以降は 85 か所となっており、19 か所は 19：00 以前に閉所となっています。
- ◆ また、幼稚園・認定こども園でも長時間開所している施設があり、幼稚園で 11 時間以上開所している園は 9 か所（うち、19：00 以降に閉所 7 か所）、認定こども園で 11 時間以上開所している園は 15 か所（うち、19：00 以降に閉所 10 か所）となっています。
- ◆ 平成 27 年度からは、保育の必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間について「保育標準時間（11 時間）」、「保育短時間（8 時間）」の 2 通りの支給認定を行うようになり、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合は、延長保育事業の対象となります。

保護者によっては、「保育標準時間」を利用する選択、或いは、「保育短時間＋延長保育」の組み合わせを選択もできることから、当該事業の具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があります。

また、延長保育が必要な子どもが 1～2 名などと小人数の場合には、職員の配置及び必要な財源の確保などの課題があります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 保育の必要な保護者の支給認定を 11 時間の認定をした場合、その保護者が利用する保育所や認定こども園等が地域の実情に合った開所時間にしよう、市町村に促します。

・延長保育促進事業

- ◆ 延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合に、施設でのお預かり以外の子育て支援サービス等も検討する必要があると考えます。

- ・ファミリーサポートセンター事業の活用

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 働きながら子育てを担う女性が多い高知県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業については、21市町村149か所での実施を目指します。
- ◆ 急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、訪問型延長保育事業及びファミリーサポートセンター等の活用の検討も併せて実施します。

⑩ 病児・病後児保育事業

【幼保支援課】

1. 事業の概要

保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。

平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

2. 現在の利用状況及び課題

- ◆ 「病児・病後児対応型」は4市1村8ヵ所（平成26年9月1日現在）、「体調不良児対応型」は3市7ヵ所（平成26年9月1日現在）で実施されています。
- ◆ 保護者のニーズが高い事業ですが、小児科医等の不足などにより、実施箇所数が拮がりにくい現状にあるとともに、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大きく増減し安定的な経営が難しい面もあります。
- ◆ また、利用児童がいない場合の、職員の業務についても課題があります。
- ◆ 過疎地域などは、ニーズはあるものの実際の利用者の規模が小さいために、市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆ 保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。
- ◆ 事業の開設にあたって必要な施設及び設備について、市町村に対して財政的な支援を継続します。

- ・ 保育対策等促進事業費

4. 5年後の目指すべき姿

- ◆ 働きながら子育てを担う女性が多い高知県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行いながら、5年度には病児・病後児対応型を9市町村13か所、体調不良児対応型の2市3か所での実施を目指します。

⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【生涯学習課】

1. 事業の概要

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等（放課後や長期休業等）に、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

新制度への移行に伴い、対象年齢がおおむね10歳未満から、小学6年生までとなるほか、国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設置や運営の基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

2. 現在の利用状況及び課題

◆ 平成26年9月1日現在、高知市では68カ所（実施校率100%）、高知市以外の市町村では67カ所（放課後子ども教室とあわせて実施校率92%）で実施されています。

◆ 県では、平成19年度から、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子供教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子どもプラン」として推進してきました。

地域の実情に沿って、放課後児童クラブか放課後子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されているところですが、市町村や実施場所によって取組が異なっており、その格差を解消することが課題となっています。防災等の安全性の確保や体験・学習活動、参加する発達障害児等への支援などを、さらに充実させるためには、学校教育や福祉等の関係機関とも目的を共有し、連携を図ることが重要です。

3. 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・交流・学習活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実を図ります。

◆ 国の「放課後子ども総合プラン」(※)を実施する市町村等に対し、財政的な支援を継続して行います。

◆ 放課後児童支援員の認定資格研修を、県が実施します。

・新制度への移行に伴い、放課後児童クラブに有資格者の配置が必要
(経過措置 H32. 3. 31 まで)

◆ 放課後児童クラブや放課後子ども教室等の合同研修を一層充実させて、地域住民等の参画による教育支援活動を総合的に推進します。

・関係者のスキルアップと情報交換のための研修を実施

【テーマ】 安全管理（防災、救急、不審者対応等）、家庭教育支援、
体験・学習、発達障害児等への理解 など

◆ 放課後学び場人材バンクによる人材紹介や、出前講座等の内容を充実します。

・地域人材や各種団体/企業の協力を得て、児童の体験・交流・学習の機会を拡充

◆ 市町村が保護者利用料を減免した場合の助成（県 1/2）を継続します。

◆ 放課後児童クラブの新設や対象学年の変更、活動面積の拡充など、量的拡充や質の改善に取り組む市町村等に対し、財政的な支援を行います。

◆ 「高知県地域による教育支援活動推進委員会」において、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、事業関係者、学識経験者等を委員とし、放課後対策の総合的な在り方を検討していきます。

4. 5年後の目指すべき姿

◆ 全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】 避難訓練の実施	100%
防災マニュアルの作成	100%
学校との定期的な連絡	90%

◆ 放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場（子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場）」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な体験・交流・学習活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【指標】 学習活動の実施	95%
--------------	-----

・放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室などの全ての子どもが参加する学習プログラムに参加することができるよう、市町村の取組を支援します。

・放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援します。

(※)「放課後子ども総合プラン」(平成 26 年 7 月 31 日策定)

共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進めることとされた。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【幼保支援課】

1. 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

新制度における新たな事業として位置づけられています。

2. 事業の推進に向けた具体的な取組

- ◆ 各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【幼保支援課・少子対策課・生涯学習課】

1. 事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

新制度における新たな事業として位置づけられています。

2. 事業の推進に向けた具体的な取組

- ◆ 各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

【児童家庭課】

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護、保護者等への支援等について、迅速・適切な対応を目指し総合的な対策に取り組めます。

(1) 児童相談所の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の組織体制・運営の強化及び専門性の向上が重要です。

【現状及び課題】

- 高知県では、平成20年2月に南国市で児童虐待死亡事件が発生し、この事件を受けて設置された児童虐待死亡事例検証委員会の提言に基づいて様々な取組を継続して実施しています。
- 児童虐待や非行等の問題に児童の発達障害が関係するなど、児童相談所への相談内容は複雑・多様化しています。

・児童虐待認定件数の推移

H21年度 155件、H22年度 142件、H23年度 116件、
H24年度 153件、H25年度 181件

・児童相談所の相談件数の推移

H21年度 2,497件、H22年度 2,600件、H23年度 2,725件、
H24年度 2,524件、H25年度 2,647件

・一時保護の件数（平成25年度）

203件（うち職権保護72件）、

うち児童虐待による保護68件（うち職権保護45件）

- 児童相談所は、子どもや子育て家庭が抱える困難な相談に迅速・適切に対応するため、専門性の一層の向上や組織体制・運営の強化、施設の整備等による支援体制の向上が常に求められています。

・児童福祉司及び児童心理司の人口当たりの配置は、全国トップクラス

・児童福祉司の平均経験年数は3年11月、児童心理司の平均経験年数は5年8月

・一時保護所の狭隘化や児童の混合処遇

【取組の方向性と具体的な取組】

■児童相談所の組織体制や運営力の強化

- ・子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底
- ・外部専門家の招へいや法的対応力の強化

- 児童相談所職員の人材の確保及び専門性の確保
 - ・ 児童福祉司・児童心理司の計画的な採用
 - ・ 児童相談所職員の県外（児相）への派遣研修
 - ・ 職種別・経験年数別職員体系表に基づく研修（児童相談所機能強化事業）
- 児童養護施設等との連携強化
 - ・ 児童養護施設等でのCSP（コモンセンスペアレンティング）研修等の実施
- 一時保護所の環境整備（子ども総合センター（仮称）の整備）
 - ・ 個室化やユニット化により児童が安心して生活できる空間の確保
 - ・ 深夜の緊急一時保護に対応できる保護スペースの確保

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を推進します。

【現状及び課題】

○市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- ・ 児童虐待の防止には、児童相談所だけでなく、市町村や警察、学校などの関係機関と連携を密にして、適切な役割分担のもとで対応していくことが必要です。
- ・ 平成17年度から、児童福祉法の改正により、子育て家庭に身近な市町村が、第一義的な相談機関として位置づけられ、児童相談所は専門機関として、困難な相談への対応や市町村の後方支援等を担うこととなりました。
- ・ 平成24年4月現在、市町村の相談窓口の職員163名中57名(35%)が新任という状況です。こうした配置状況が続いているため、県の市町村職員向けの研修を繰り返し行っても、市町村の相談支援のノウハウが定着・蓄積しづらい状況にあります。
- ・ 児童福祉司と同等の資格を持つ市町村職員を、県が実施する指定講習会で55名養成しています。

○要保護児童対策地域協議会の現状

- ・ 平成20年度までに、県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、市町村、保育所、学校、警察、医療機関等とのネットワークができ、地域での児童虐待の未然防止、関係機関の連携対応のための組織が整備されました。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議へ児童相談所の職員が参加し支援をしています。
- ・ 要保護児童対策地域協議会への児童相談所の参加（平成25年度）
代表者会議：32回、実務者会議：72回、個別ケース検討会：255回

【取組の方向性と具体的な取組】

■市町村の相談支援体制強化のための支援

- ・全ての市町村において、実効性のある相談支援体制が確立されるよう相談支援にあたる職員の対応能力の向上のための研修を行うなど相談体制の強化を支援します。
- ・市町村によるケースの進行管理に資するため、児童相談所が管理している虐待ケースの月ごとの情報を市町村と共有します。
- ・児童相談所は、専門機関として、市町村における要保護児童対策地域協議会の運営を支援するなど関係機関等の連携に基づく地域援助活動における中心的な役割を果たすよう取組を進めます。
- ・県が行う児童福祉司任用資格取得講習等により、市町村職員の児童福祉司任用資格の取得を推進します。
- ・市町村の庁内連携と対応力の強化等の仕組みづくりを推進するため、モデル市町村に対する児童相談所による個別支援を実施するとともに、他の市町村に対してはそのノウハウを普及・拡充します。

■要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援

- ・児童虐待について効果的な援助を実施するため、地域における関係機関がネットワークを形成し、相互に役割分担と情報共有をしながら一体となった援助活動となるよう支援します。
- ・児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど市町村の後方支援を行います。
- ・ケース見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施
- ・人口集中地域における地域支援者会議の設置支援
- ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備、悩みに応じて支援制度の情報提供を行い、市町村が行う養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握や、必要な支援につなぐ仕組みの充実・強化を支援します。

【現状と課題】

○悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

悩みを抱える妊婦等に対する相談体制は一定整備できているものの、望まない妊娠や、妊娠中においても様々な不安や悩みを抱えている妊婦等が、自ら相談できるような「相談しやすい」体制の整備や、相談窓口の周知が更に必要です。

○養育支援を必要とする家庭の把握

市町村の保健部署が行う乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診などにより把握した要支援ケースなどを児童福祉部署へつなぐことはできているものの、各種健診の未受診児へのフォローを確実に実施し支援が必要な家庭を早期に把握し、保健部署と児童福祉部署の連携につなげ

る仕組みの充実・強化が必要です。

○関係機関等と市町村の連携強化

市町村が行う要保護児童対策地域協議会の運営については、関係機関からの参加及び協力を得て連携が進んでいます。

【取組の方向性と具体的な取組】

■妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

ハイリスク妊婦や特定妊婦などの早期把握と、妊娠中からの関係づくりを促進する市町村の取組を支援するとともに、望まない妊娠等に対する相談窓口の周知を進めます。

■養育支援を必要とする家庭の把握

妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業の実施及び関係機関等と市町村の連携強化や情報共有などにより、養育支援を必要とする子どもやその保護者を把握し、必要な支援につなぐ市町村の取組を支援します。

また、乳幼児健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、保健部署が把握した要支援ケースなどを児童福祉部署へつなぐ仕組みの充実・強化を推進します。

■関係機関と市町村との連携強化

要保護児童対策地域協議会への関係機関の参加を促進するため、新たな団体への支援協力や関係機関に対する要望など、県から関係団体等へ協力依頼するなど市町村の活動を支援します。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について、地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

【現状と課題】

○児童福祉審議会児童虐待検証部会の設置

児童虐待により死亡事例等の重大事例が発生した場合は、児童福祉審議会児童虐待検証部会が、その事例の背景や地域特性を踏まえた検証を行い、その検証結果に基づき、関係機関が適切な措置を講じ、再発防止を図るための検証体制を整えています。

○平成20年2月に発生した死亡事例の検証

高知県児童虐待死亡事例検証委員会を設置し、多角的に検証、分析し、原因や課題の把握と再発防止に向けた今後の対策について検討を行い、報告書が取りまとめられました。児童相談所は、現在も報告書の提言に沿って取り組んでいます。

【取組の方向性と具体的な取組】

■ 高知県児童虐待死亡事例検証委員会から提言された13項目の提言に沿った取組を継続します。

(13項目の提言)

- ①子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底
- ②状況変化の場合の再アセスメントの徹底
- ③ソーシャルワークの再検討とガイドラインの作成
- ④「きょうだい」事例など特別な視点が必要な事例への対応の徹底
- ⑤虐待状況をビジュアルに把握するための手順の再確認及び実行
- ⑥児童相談所業務における事務上の改善
- ⑦外部の専門家からのサポート体制の構築
- ⑧ITシステムの導入
- ⑨児童虐待専従チームの立ち上げを含む内部組織の充実・改善
- ⑩児童相談所の職員の増員
- ⑪児童福祉司の任用資格の取得
- ⑫研修の充実
- ⑬関係機関の主体的対応への支援（その他の取組）

2. 社会的養護体制の充実

【児童家庭課】

社会的養護のもとで育つ子どもたちを含むすべての子どもたちが、健やかに成長することができる地域を目指して、児童相談所、里親、児童養護施設等といった社会的養護の体制を担う関係機関が、同じ課題意識を共有し、それぞれの機関の特性と機能を相互に理解したうえで、しっかりとした連携体制を構築し、家庭的養護推進のための取組を進めます。

(1) 家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

【現状と課題】

- 全国の里親委託率は年々上昇していますが（平成 24 年度末：14.8%）、高知県の里親委託率は低く（平成 25 年度末：10.1%）、全国下位の状況が続いています。
- 本県では、最も家庭に近い形態で養護を行うことができる里親への委託の割合が低く、児童養護施設等による養護が多くなっています。
- 子どもにとっては、家庭的な生活経験が少なく、家庭のイメージの獲得や地域社会との関わりが薄くなりがちです。

【取組の方向性と具体的な取組】

■ 里親支援体制の整備

従来の里親支援の取組に加えて、児童相談所と里親支援機関（里親支援専門相談員を配置した児童養護施設等）等の関係機関との連携強化を図り、里親を支援するための体制を整備します。

■ 登録里親の新規開拓

里親制度説明会（相談会）や里親体験事業の実施を通じた里親制度の啓発による登録里親の新規開拓を行い、特に家庭養護の中心となる養育里親の増加を図ります。あわせて、ファミリーホームの設置を支援します。

■ 里親会の活動の活性化

社会的養護の担い手として、里親会による自己学習会や先進的な県外の里親会の視察研修等の取組を支援することを通じて、養育の質の向上を図ります。

イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

【現状と課題】

- 本県では、最も家庭に近い形態で養護を行うことができる里親への委託の割合が低く、児童養護施設等による養護が多くなっており、社会福祉施設等調査（平成24年10月1日現在）では、人口10万人あたりの児童養護施設の定員数は全国1位（431人）となっています。
- 児童の人口は、今後、急激に減少（H22年115,352人からH4176,417人に減少）することが見込まれることから、社会的養護を必要とする児童数も減少することが予想されます。
- また、施設による養護の形態の多くが中舎制であることから、施設本体での小規模グループケアは14グループ、本体施設と離れた場所で養護を行う地域小規模児童養護施設は3グループ、本体施設の近くで養護を行う分園型小規模グループケアも5グループとまだ少ないため、子どもにとっては、家庭的な生活経験が少なく、家庭のイメージの獲得や地域社会との関わりが薄くなりがちです。
- 児童養護施設等の児童指導員等（保育士含む）の勤続年数は、10年以上が44.6%と最も多く、次いで5年未満が37.5%、5年以上10年未満の中堅職員の層がやや少なくなっています。

【取組の方向性と具体的な取組】

■ 家庭的な養育環境づくり

社会的養護のもとで育つ子どもたちが健やかに成長するためには、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促すことが必要です。できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで養育される環境づくりに取り組みます。

■ 小規模化・地域分散化の推進

施設の実情に応じて、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの設置を促進します。

■ 小規模化・地域分散化推進のための人材育成

家庭的養護を推進する基盤づくりとして、施設が行う職員による養育の質の向上のための研修の実施を支援します。

また、小規模化・地域分散化を進めるにあたっては、子どもの支援の方針を調整し、グループをまとめる「チーム責任者」等が必要です。特に、これらの役割が求められる勤続年数5年以上10年未満の各施設の児童指導員や保育士の育成を支援します。

(2) 専門的ケアの充実

【現状と課題】

- 平成 24 年度の「児童養護施設入所児童等調査」では、児童養護施設等入所児童（平成 25 年 2 月 1 日現在）のうち、虐待された経験のある児童の割合は、全体の 5 割弱、心身に何らかの障害のある子どもは全体の 3 割弱と、虐待を受けて心に傷を負った子どもや、発達障害、知的障害など、心身に障害のある子どもの入所が増えています。
- また、入所前の生活状況（養育状況）により、愛着形成上の課題や心の傷を抱えていることが多いため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が求められています。

【取組の方向性と具体的な取組】

- 社会的養護のもとで育つ子どもたちが、他者に対する基本的信頼関係を築きながら、安定した人間関係の形成や心の傷を癒すことができるよう、様々な課題のある子どもたちに対する専門的なケアに対応する者の知識や技術を充実します。
- 一人一人の子どもの特性に応じた質の高い専門的なケアを行うことができるよう施設による研修の充実や、基幹的職員の配置の促進を図るとともに、児童相談所による里親や施設職員を対象とした研修を継続して実施します。
- 児童養護施設等に入所する障害のある子どもへの支援にあたっては、中央児童相談所と療育福祉センターとが連携してサポートケアを行うとともに、施設入所中の子どもが思春期になった時の混乱等に対し、中央児童相談所が一時保護を行い心理的なケアを行うなど、児童養護施設等による専門的ケアを支援します。

(3) 自立支援の充実

【現状と課題】

- 児童養護施設入所児童の高校卒業後の進路（平成 26 年 3 月卒業）は、進学・就職を合わせると全体の 6 割程度であり、障害者支援施設への入所が、2 割程度となっています。その他の内訳は障害者総合支援法に基づく作業所への通所や、職場実習等となっています。
- また、経済的な不安定さ等を理由に措置延長制度を利用した児童は、3 割となっています。
- 子どもが自らの意志に基づいて進路を選択したり、社会人として自立するために必要な力を獲得したりするための支援体制が十分とは言えません。

【取組の方向性と具体的な取組】

社会的養護のもとで育つ子どもたちが、自分らしく生きる力や他者を尊重して共生する力、生活スキル及び社会的スキルといった一人の人間として、

生きていくための基本的な力を獲得し、社会で自立できるよう支援を充実します。

- 児童養護施設等の施設入所児童等社会復帰促進事業の実施や、児童家庭支援センターの退所児童アフターケア事業の積極的な活用を通じて、子どもの自立支援の取組を充実させます。
- 社会的養護を必要とする子どもが自らの将来の展望を持つことができるよう里親や児童養護施設等が行う子どもの自立につなげるための学習支援や、職場体験等の就職支援の取組を支援します。
- 義務教育を終了した20歳未満の児童で、支援が必要な者には、「児童自立生活援助事業」により、共同生活を営みながら、生活指導や就業の支援等を推進します。
- 経済的理由等で生活が不安定な子どもには、必要に応じて20歳までの措置延長制度を積極的に活用します。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

【現状と課題】

- 平成20年度までに県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、市町村と保育所、学校、警察及び医療機関等との間で子どもを守る地域ネットワークができています。このネットワークでは、地域での虐待や非行などの未然防止や早期発見、早期解決にむけて、関係機関が連携して対応しています。
- 早期の家庭復帰を目指した親子関係の再構築の支援や、家庭復帰後の虐待の再発防止の支援が必要です。また、地域の子育て家庭や市町村等への支援を行う児童家庭支援センターの体制が十分とは言えません。

【取組の方向性と具体的な取組】

市町村、施設、学校など地域で力を合わせ、子どもや保護者を支援するため、施設を地域の社会的養護の拠点とし、行政と社会的養護を担う機関等による家庭支援や地域支援を充実します。

- 児童家庭支援センターの新規の設置や、市町村の要保護児童対策地域協議会への参加等を通じて、地域における家庭支援の充実を図ります。
- 市町村における地域子ども・子育て支援事業の推進を支援し、虐待の発生予防や深刻化の予防のための家庭支援の充実を図ります。
- 児童養護施設に配置される家庭支援専門相談員や児童家庭支援センターによる早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築支援や家庭復帰後の虐待防止のための取組を通じて、家庭支援の充実を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

【現状及び課題】

- 被措置児童等虐待対応ガイドラインの策定

平成 21 年度の児童福祉法の改正により、施設入所児童や里親委託児童に関する虐待通告制度が創設され、県では被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう、被措置児童等虐待対応ガイドラインを策定し、迅速に対応できる体制を整えています。

○ 子どもの権利ノートの活用（施設入所児童への配布・活用）

本県では、平成 22 年 3 月に、児童相談所と高知県児童養護施設協議会が連携して、子どもの権利ノートを作成しました。施設に措置される小学生以上の児童全員に、この「自らが守られる権利や守るべき義務」や権利が侵害された場合の意思表示の仕方などについて説明したうえで、このノートを配布しています。

また、担当児童福祉司が年に 1 回、児童と面談し権利の侵害の有無を確認すると共に、このノートの利用をすすめています。

○ 児童養護施設等の第三者評価制度の受審

児童養護施設等に対して、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例により、業務の質について外部の者による定期的な評価を受け、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。

【取組の方向性と具体的な取組み】

子どもたちの心が健やかに成長するためには、子どもたちが一人一人の人間として尊重され、のびのびと育つ権利が守られることが何よりも重要であり、このことは、社会的養護のもとで育つ子どもたちにとっても同様です。施設職員や学校、地域、行政など周りの大人が一体となって、社会的養護のもとで育つ子どもたちをしっかりと守っていくための取組を実施します。

■ 万一、被措置児童等虐待が発生した場合は、これまでと同様に被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、迅速かつ適切な対応を行います。

■ 全ての入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。

■ 全施設において計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【児童家庭課】

県では、第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」、「情報提供・相談支援」の4項目を体系化し、この項目を中心にひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

【現状及び課題】

- 平成22年の国勢調査では、高知県のひとり親世帯率は2.28%（全国3位）、平成17年の2.26%（4位）から高くなっています。市町村が把握しているひとり親家庭の世帯数は、平成23年4月の15,449世帯（母子12,900父子2,549）をピークに減少傾向にあり、平成26年4月では14,882世帯（母子12,698父子2,184）となっています。
- ひとり親家庭実態調査（平成23年1月現在県実施）では、就労収入が200万円未満の世帯は、母子世帯67.4%（前回71.4%）、父子世帯41.7%（前回29.7%）であり、無職の割合は、母子世帯12.6%（前回11.4%）、父子世帯6.1%（前回10.6%）となっています。
- また、同調査で、母子家庭等就業・自立支援センターを知らない割合は、母子世帯39.1%（前回55.3%）、父子世帯77.2%（前回68.8%）となっています。
- 以上のことから、①ひとり親家庭の不安定な就業状況に対する支援、②ひとり親家庭の所得の低さに対する支援、③子育て支援の充実、④各種制度の周知が必要となります。

【取組の方向性と具体的な取組】

①就業支援

就業情報の提供や技能等の取得への支援などの就業支援を行うとともに、事業主の理解と協力を得て、ひとり親家庭等の雇用の促進に取り組みます。

■母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談、無料職業紹介事業を充実

■臨時的任用職員の雇用に関する情報を提供

■ハローワークと連携し、求人情報の提供、母子自立支援プログラム策定支援事業を実施

■自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの資金面での支援を実施

■母子家庭等就業・自立支援センターにおいて技能取得のための講座を実施

■母子家庭等就業・自立支援センター等でひとり親を雇用した事業主が優遇される制度の広報

②経済的支援

ひとり親家庭等の自立を実現するためには、就業支援と併せて一定の経済的支援を行う必要があります。また、多くのひとり親家庭では養育費が支払われていないという現実があるため、養育費に関する情報提供や相談機能の充実を図ります。

- 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成などの経済的支援制度による支援を実施
- 養育費の確保に向けた啓発の推進や法律相談事業の充実

③日常生活支援

ひとり親家庭等が自立するためには、子どもの保育先や住宅の確保のほか地域での見守りの体制など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。ひとり親家庭等の様々なニーズに応じた適切な支援を行うとともに環境づくりを進めます。

- 母子生活支援施設の支援機能の充実とショートステイの受託など地域の子育て支援の取組みを推進

④情報提供・相談支援

ひとり親家庭等に必要な情報が届くように、関係機関との連携を密にした的確な情報提供及び相談体制の充実や、生活支援の情報をホームページ上で公開するなど、情報提供ができる仕組みの確立を進めます。

- 生活、就業及び養育費等について、県福祉保健所及び市町村などの各担当窓口で相談対応と母子家庭等就業・自立支援センターなどによる関係機関と連携した対応
- 県福祉保健所、市町村や母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、ハローワーク高知マザーズコーナーなどの相談窓口の周知
- ひとり親家庭等への啓発冊子「母子・父子・寡婦福祉のしおり」を作成、市町村や県福祉保健所、関係団体等を通じた各種支援制度の広報の実施、ホームページの充実

4. 少年非行防止対策の推進

【児童家庭課】

少年非行の問題には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込み、地域が一体となって総合的な取組として進めていく姿勢が欠かせないものと考えています。

【現状及び課題】

- これまでの少年非行の防止に向けた取組により、高知県の平成 25 年の刑法犯少年の人数は 518 人と、統計を取り始めた昭和 24 年以降で最少の人数になりました。しかしながら、平成 25 年に高知県で検挙・補導された 20 歳未満の少年の非行率は、約 180 人に 1 人 (5.5%) と、全国でも上位に位置しています。また、小・中・高等学校における平成 25 年度の暴力行為の発生件数も全国平均 (4.3 件) の約 2 倍 (7.3 件) となり、厳しい状況が続いています。
- このため、県では、非行防止対策を抜本的に強化するため、昨年 6 月に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、①子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化、②地域で子どもを見守り、育む気運の醸成、③養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化、④発達の気になる子どもや保護者への支援の充実などの課題の解決に向けて、少年非行の問題に携わる教育、警察、福祉の関係者が連携を強化し、一体となって取組を進めているところです。

【取組の方向性と具体的な取組】

- 関係機関（教育委員会、警察本部、知事部局）が連携体制を構築し、取組を推進します。
- 少年非行の増加には、家庭での生活習慣づくりに課題があることや、地域の教育力の低下などが大きく影響していると言われており、支援を必要とする家庭を早期に把握し、非行の芽を摘み取る非行防止の地域の仕組みづくりが必要です。
- 官民協働による取組を推進します。

■子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

- ◆ 幼児期から、子どもや保護者向けの親子の絆教室などを活用して、規範意識を醸成する取組を強化します。
 - ・親子の絆教室の開催
 - ・親育ち支援啓発事業の推進

■地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

- ◆ 行政機関や民生委員・児童委員及び主任児童委員などによる地域の支え合いの力を活用して、養育上の課題がある家庭に対するアプローチを行い、相談や支援を行う体制を整備します。
 - ・民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進

■養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

- ◆ 妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業などの様々な機会を捉えて、養育上の支援が必要な家庭を把握し、家庭への相談や支援を行う市町村に対して、要保護児童対策地域協議会において助言を行うなど、積極的に県が支援します。
- ◆ 児童相談所は、関係機関と一体となって、子どもたちや家庭への支援・援助を行います。
 - ・市町村家庭相談担当部署と児童相談所が連携した相談援助の実施

■発達の気になる子どもや保護者への支援の充実

- ◆ 発達の気になる子どもの早期発見や早期療育を推進します。
 - ・発達の気になる子どもへの支援
- ◆ 保育所・幼稚園等から中学校の連携を図り、中学校区を中心とした特別支援教育を柱に据えた教育を推進します。
 - ・特別支援教育学校コーディネーターの指名及び引継ぎシートの活用
 - ・市町村に特別支援保育コーディネーターを配置
- ◆ 児童相談所は、関係機関との連携を密にして、一体となって、子どもたちや家庭への支援・援助を行います。
 - ・発達障害児や家庭への専門的な相談援助活動

5. 障害児施策の充実等

【障害保健福祉課】

障害のある子どもへの支援にかかる施策の基本的な方向性として、障害のある子どもが、一人ひとりの特性や発達状況に応じて、可能な限り障害のない子どもと同じように一般施策としての子育て支援の中で支援を受けられるようにしていくことを目指します。

そのための後方支援的な役割として、専門的・個別的な支援を確保する施策の充実を図っていくこととし、支援を行う施設等について、高知県障害福祉計画に位置付け、整備を進めていくこととします。

※「第4期障害福祉計画の策定に当たっての基本的な考え方」（抜粋）

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保するとともに、障害のある子ども及びその家族に対して乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても、障害福祉計画に定め、計画的な取組みを進める。

1 発達障害のある子どもと家族への支援

【現状と課題】

(1) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

- 公立の小中学校児童・生徒の7.6%には、何らかの発達障害に該当する可能性があります。（平成25年度県教育委員会調査）
- これらの子どもに対する支援の多くは、現状では、診断後から始まるものが多く、早期の介入が十分にできていない状況です。

(2) 発達障害に係る専門医師の養成

- 療育福祉センターでは、発達障害の受診者数が増加しており、初診の待機期間が長期化しています。
- 発達障害に関する専門医師が大幅に不足している状況です。

(3) ライフステージに応じた支援体制の構築

- それぞれのライフステージや関係機関において、子どもの特性に応じた支援がなされていますが、ライフステージが変わった時の引き継ぎや関係機関の連携が十分とは言えない状況にあります。
- 年齢ごとに多様な機関と関わる児童期において、支援機関が変わっても一貫した支援を受けられるような仕組みづくりが必要です。

【取組の方向性と具体的な取組】

(1) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

- 診断を受けていない気になる子どもと不安を抱える親に対して、適切

な相談や育児支援をできるだけ早い時期から開始するために、乳幼児健康診査の場面などから、子どもだけでなく親への支援も併せて実施していくなど、自然な形で発達支援をスタートすることができる仕組みづくりを推進します。

- 乳幼児健康診査において気になる子どもの早期発見を行うため、健診従事者を対象とした研修会の開催
- 気になる子どもへの発達支援と、親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援を実施する市町村への支援
- 「ペアレント・メンター」の活用、「ペアレント・トレーニング」の実施などによる家族支援の充実
- 保育所や幼稚園の中で気になる子どもへの支援の促進
 - ・「障害児等療育支援事業」や「保育所等訪問支援」などを活用した後方支援
- 発達障害のある子どもやその保護者などへの支援を充実
 - ・療育福祉センターと中央児童相談所の専門的な支援機能を連携させ、より効果的な支援を行うよう、「(仮称)子ども総合センター」として両機関の建物と一体的に整備

(2)発達障害に係る専門医師の養成

- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターを中心として、医師の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。
- 研究員（12名の医師と3名の教育関係者）を中心とする医師の養成・育成を促進し、診療体制の拡充強化
 - ・高知ギルバーク発達神経精神医学センターを運営し、ギルバーク教授による直接指導、県内医師を対象とした症例検討会、研究員による研究協議の実施など

(3)ライフステージに応じた支援体制の構築

- 発達障害のある子どもに対して、医療、保健、福祉、教育及び労働などの各分野の支援者が、一貫した観点から支援を行い、ライフステージが変わっても支援が確実に引き継がれるような仕組みをつくります。
- 「つながるノート」による支援を引き継ぐ仕組みづくり
 - ※「つながるノート」：関係機関で作成する支援計画や記録を一元化し、情報の共有及び支援会議を通して各機関の役割分担を行うためのツール

【市町村との連携】

- 早い段階から気になる子どもを支援する仕組みづくりや、「つながるノート」の配布・活用を市町村と連携して進めます。

2 特別な支援を必要とする重度障害や強度行動障害のある子どもへの支援

【現状と課題】

- 特別な医療（経管栄養、吸引処置、気管切開の処置、レスピレーターなど）を必要とする重度障害のある子どもについては、保護者の介護にかかる負担が大きくなります。
- 自傷や他害などといった不適応行動の見られる強度行動障害のある子どもに対しては、一定の支援技法を効果的かつ継続的に活用していく必要があります。

【取組の方向性と具体的な取組】

- 特別な医療を必要とする子どもや強度行動障害のある子どもを持つ家族が、在宅で生活を送ることができるための仕組みづくりを進めていきます。
- 重度障害や強度行動障害のある子どもとその保護者の介護負担を軽減
- 強度行動障害のある子どもへ専門的な支援を行うことができる人材を育成

【市町村との連携】

- 事業の実施にあたっては、事業主体である市町村と連携して進めます。

第4節 仕事と家庭生活の両立支援

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)

【雇用労働政策課】

急速に進む少子化が大きな社会問題となっています。その要因の一つとして、仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されています。次世代を担う子どもたちを健全に育むために、社会全体で、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

【現状と課題】

本県の女性の就業率(15歳～64歳)は、67.8%(H24 総務省就業構造基本調査)となり、男女ともに仕事と生活の両立は大きな課題となっています。

また、育児に関しても、育児休業給付受給者数は平成21年度以降増加傾向にあるが男性の取得が少ないなど、依然として低い状況です。

このため、働き方や休み方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要となっています。

【取組の方向性】

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

地域の実情に応じ、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、取組を進めます。

- ① 仕事と家庭の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- ② 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
- ③ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等
- ④ 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣
- ⑤ 仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

【具体的な取組み】

(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

■ 広報活動

- ・ 広報誌の発行により、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を周知するとともに、国と連携した広報活動を実施する。
- ・ 出産後の女性の再就職促進のための補助制度を企業に周知し、女性の再就職を支援する。

■ ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例の情報の収集提供

- ・ 次世代育成支援の認証企業をホームページ等で紹介することで、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の増加を促進する。

■ 研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣

- ・ 関係部局と連携した、セミナー開催や企業へのアドバイザー派遣によって、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。

■ 仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- ・ 次世代育成支援企業を認証し、ホームページや広報誌に掲載することで、ワーク・ライフ・バランスを実現している企業の社会的評価の向上を図る。

■ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の支援

- ・ 出産後の女性の再就職促進のための補助制度により、女性の再就職に積極的に取り組む企業を支援する。

2. 仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携を図りつつ、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

